

1. 事業点検に関すること

- (1) 事業対象者の数値把握が不十分な事例が散見される。市の男女共同参画基本計画に基本目標ごとの明確な指標が設定されていないとしても、事業効果を高めるために、目標数値を明確にした上で、事業を実施すること。
- (2) 事業評価に当たっては、実施に伴う「課題・問題の発見」「やりがい・楽しさ・組織（人）の醸成」など、目に見えない要素（変化）も加味することが望ましいこと。
- (3) 男女共同参画推進幹事会の意見を了とする。今後において、市職員個々が男女共同参画の視点をもって事業を行うとともに、優良事例については、各課等において情報の共有を進め、積極的に取り組まれないこと。

2. 事業の実施に関すること

- (1) 生涯学習講座や女性学級等の実施に当たっては、子育て中の母親も参加できるよう、開催時間や保育の実施について工夫するなど、子育て中の女性が社会参画できるよう支援すること。
- (2) 家族経営協定を推進するため、現在、女性農業委員のみと

なっている事業アドバイザーに、男性農業委員を加えること。

- (3) 少子高齢化問題に直結した事業については、十分な予算を配分し、事業内容の充実を図ること。

3. 市政全体に関すること

- (1) 市役所における意思決定機関（部課長職）への女性登用を推進すること。

- (2) 岩手No.1のまちづくりを実現するため、地域コミュニティ会議における女性役員の登用を推進し、地域づくりにおいて、女性の意見が十分に反映される環境を創出すること。

- (3) 市役所を含む市内事業所における男性の育児休暇の取得実態を把握すること。その結果、取得が進んでいない場合は、その原因を究明し、必要に応じて市が積極的に支援等を行うこと。

- (4) 審議会等の運営に関するガイドラインを策定するに当たっては、男女の比率のみに固執することなく、真に適任である者を選任することを第一義とすること。

また、その実現のために、委嘱の重複を避け、優れた人材の育成と発掘に努めること。